

「宜野湾市次世代育成支援行動計画(後期)」目標数値の達成状況

No.	事業名	事業内容	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)
1	認可保育所(通常保育分)	日中、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保育所で保育を実施する事業	1,813人	1,937人	2,154人	2,357人	2,481人	2,661人
2	特定保育事業	乳幼児であって、保護者が労働等で一月間に相当程度、家庭で保育することに支障があるものを保育所等において保育を実施する事業(※設定した場合)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
3	延長保育事業	保育所の11時間の開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上の延長保育を実施する事業	15か所	16か所	18か所	20か所	21か所	22か所
4	夜間保育事業	夜間の保育需要への対応を図るため、おおむね午前11時から午後10時まで、保育所で保育を実施する事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
5	トワイライトステイ事業	保護者が労働等で平日の夜間又は休日に家庭で児童を養育することが困難となった場合等に児童福祉施設等で必要な保護を行う事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
6	休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が勤労等のために日中保育できない児童を、保育所において保育する事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
7	病児・病後児保育事業	保護者が労働等で疾病中の児童(おおむね10歳未満)を、家庭で保育することに支障があるものを病院等において保育を行う事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
8	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等で留守家庭の小学校就学児童(おおむね10歳未満)に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業	19か所	23か所	22か所	22か所	24か所	26か所
9	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、日中、保育所等で一時的に保育を行う事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
10	地域子育て支援拠点事業	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
11	ファミリーサポートセンター事業	地域の子育てに関する会員制の相互援助活動を推進することにより、就労や学習活動など女性の社会参加活動を推進するとともに、子育てに不安や悩みを持つ保護者への支援を行う事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
12	ショートステイ事業	保護者の就労や疾病等により、一時的に家庭で養育することが困難になった児童に対して、乳児院、児童養護施設等で必要な保護を行う事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所